

## 韓国知的財産ニュース 2013 年 1 月前期

(No. 238)

発行年月日：2013 年 1 月 23 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

### ★★★★目次★★★★

※このニュースは、1 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

#### 法律、制度関連

- 1-1 商標法の施行規則一部改正案(知識経済部令 283 号)告示
- 1-2 特許料などの徴収規則の一部改正令(知識経済部令 280 号)告示
- 1-3 特許権などの登録令施行規則(知識経済部令 278 号)告示
- 1-4 デザイン保護法の施行規則(知識経済部令 279 号)告示
- 1-5 特許権の存続期間の延長制度運用に関する規制の改正
- 1-6 類似商品、サービス業審査基準(例規第 70 号)の改正
- 1-7 デザイン物品分類の区分に関する告示

#### 関係機関の動き

- 2-1 IP 経営競争力強化に政府が乗り出す (1. 1)
- 2-2 中小・ベンチャ企業が IP 人材雇用、「1080 万ウォン」支援 (1. 3)
- 2-3 韓国特許庁、今年中小・中堅企業の私的財産経営支援を拡大 (1. 4)
- 2-4 IP サービスの産業標準分類除外、政府レベルで対策を提示 (1. 5)
- 2-5 R&D 特許センター、「韓国知識財産戦略院」に生まれ変わる (1. 7)
- 2-6 キム・ホウォン特許庁長、「知的財産スター企業を育成」(1. 13)
- 2-7 万里の長城、中国特許情報の言語の壁を無くした(1. 14)
- 2-8 自治体、知的財産都市の育成に重点取組み(1. 15)
- 2-9 「特許分類サービス技術」米国に輸出(1. 15)

#### 模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 韓国最高裁「業務中の発明特許件は職員にある」(1. 7)
- 3-2 電機・IT、特許紛争が深刻(1. 7)
- 3-3 米 ITC、9 日特許侵害予備判定の可否を決定(1. 7)

- 3-4 知識經濟部、サムスン・LGD の特許問題仲裁 (1.8)
- 3-5 「ヒノキで作った日本のオリジナル商品」ニセ広告でソーシャルコマース業者に是正処置 (1.8)
- 3-6 SKC、フランスのアルケマとの特許訴訟で勝利 (1.11)
- 3-7 「皆でチャチャチャ(車車車)」疑惑騒ぎ(1.14)
- 3-8 NetMable、「みんなでチャチャチャ(車車車)のサービス中止はない」(1.15)
- 3-9 サムスン電子、米控訴裁にネクサスの販売差止め棄却要請(1.15)

## デザイン(意匠)、商標動向

※今号はございません。

## その他一般

- 5-1 日本でも「サムスン」がやった… (1.3)
- 5-2 知的財産の専門人材、「お尻についた火」 (1.5)
- 5-3 [IT グローバル企業の特許を分析](1)標準特許と訴訟特許 (1.9)
- 5-4 [IT グローバル企業の特許を分析](2)購入特許 (1.10)
- 5-5 韓国の3DTV技術、国際標準に採択 (1.10)
- 5-6 サムスンが2013.年米国特許2位、1位は20年連続のIBM動向 (1.11)
- 5-7 計量器操作防止技術の特許出願動向 (1.11)
- 5-8 [知財共同訴訟制を緊急診断](1)特許紛争の解消法は知財制度改善 (1.12)
- 5-9 [知財共同訴訟制を緊急診断](2)先進の係争解決制度、専門性がカギ (1.12)
- 5-10 [知財共同訴訟制を緊急診断](3)共同訴訟代理制度が急がれている分野はコンピュータ、HW・SW (1.12)
- 5-11 [IT グローバル企業の特許を分析](3)特許ポートフォリオの推移(1.13)
- 5-12 昨年、上場会社の特許公示が小幅減少 (1.14)
- 5-13 [知財共同訴訟制を緊急診断](4)10社のうち7社、「弁護士・弁理士の共同訴訟性に賛成」(1.14)

## 法律、制度関連

### 1-1 商標法の施行規則一部改正案(知識經濟部令283号)

個人情報保護及び管理を強化するため、電子文書を利用して商標登録手続きを行うとする者は、公認認定書を使用して電子文書の利用申告を行うこととし、オンライン

で包括委任登録申請などを行う場合、包括委任状の偽造・変造を防止するため、包括委任登録申請書などに添付する包括委任状に電子証明することとする一方、その他に現行制度の運営上の問題点を改善・補完するためである。

立法予告(改正日)：2013.年8月17日

施行日：2013年3月1日

#### 1-2 特許料などの徴収規則の一部改正令(知識経済部令 280号)

補正書提出の指定期間延長の申請による各種の手数料の場合、延長期間を1ヵ月単位に分けて手数料の金額を定めることとし、仮登録についての処分の制限登録に関する手数料規定を設け、中堅企業の技術革新及び知的財産の創出を奨励するため、中堅企業に対して出願量などの各種手数料を減免する一方、その他に現行制度の運営上の問題点を改善・補完するためである。

立法予告(改正日)：2013.年10月19日

施行日：2013年1月1日

#### 1-3 特許権などの登録令施行規則(知識経済部令 278号)

再信託、信託の合併・分割など「信託法」上、新しく導入される信託制度に関する登録手続きを設ける内容であり、「特許権などの登録令」が改正(大統領令第24044号、2013.8.14に公布・施行)されたため、それと関連した内容を別紙書式に反映し、国民の個人情報保護を強化するため、別紙書式に住民登録番号及び住所記載欄を削除する一方、その他に現行制度の運営上の問題点を改善・補完するためである。

立法予告(改正日)：2013.年10月19日

施行日：2013年1月1日

#### 1-4 デザイン保護法の施行規則(知識経済部令 279号)

個人情報の保護及び管理を強化するため、電子文書を利用してデザインに関する手続きを行おうとする者は、公認認定書を利用して電子文書利用申請を行うこととし、オンラインで包括委任登録申請などを行う場合、包括委任状の偽造・変造を防止するため、包括委任登録申請書などに添付する包括委任状に電子署名をすることとする一方、その他に現行制度の運営上の問題点を改善・補完するためである。

立法予告(改正日)：2013.年9月20日

施行日：2013年3月1日

#### 1-5 特許権の存続期間の延長制度運用に関する規制の改正

特許権の存続期間の延長制度運用に関する規定が改正されました。仮訳をジェトロソウル事務所知財チーム HP ニュース速報(<http://www.jetro-ipr.or.kr/>)に掲載します。

正確を期すためには、必ず原文を韓国特許庁のホームページ (<http://www.kipo.go.kr>) にてご参照ください。

一部改正：2013.年10月22日

特許庁告示第2013.-号

## 1-6 (例規第70号)類似商品、サービス業審査基準の改正

### ◇改正背景

#### □物品名称の記載誤記による拒絶件の過多発生

※物品名称関連の拒絶件：2010年11.2%⇒2011年14.6%⇒2013.年(上)20.8%

○新概念および融複合製品の登場など、急変する業界の現実を反映した物品名称の反映が必要

-スマートフォン、タブレットPC、エアフライアなど

○国際取引実情およびヘグ協定加入に備え一般化された外国語名称の受入れが必要

-パウチ、レギンス、ジャンプスーツ、ワインセラーなど

○日本分類体系援用に伴う日本(語)式の表現など、韓国の実情に合わない名称の修正が必要

-組ひも、包装用台紙、装飾置物台など

#### □デザイン審査基準と物品の区分表間の不調和

○デザイン審査基準第13条第2項に基づき、誤記の物品名称の修正

-多機能システム家具、絵、コーヒーカップおよび受け皿など

○取引実情および審査環境の変化を反映して物品名称の移動、追加および削除

-(移動) コーヒーマシン：C661(飲料供給機)→C5422(コーヒーメーカー)

-(追加)浴室用収納棚、遊び用テント

-(削除)フライ器

施行日：2013.年12月31日

特許庁の例規第70号、2013.年12月31日に一部改正

(ジェトロ注：以下、詳細は、ジェトロソウル事務所知財チーム HP ニュース速報をご覧ください。 <http://www.jetro-ipr.or.kr/>)

## 1-7 (告示第2013.-35)デザイン物品分類の区分に関する告示

### I. 推進背景及び推進の経過

#### □推進背景

・グローバルスタンダードに相応しい商品・サービス業の名称を整備

- 2013 年から施行されるニース分類 (NICE Classification) 第 10 版の改正事項を反映
- OHIM, WIPO, TM5 の共通認定リストなど、世界的に認められている名称を導入
- 商標法第 10 条に基づいた拒絶理由通知を削減するため、積極的な包括名称を導入

◦審査の正確性、及び顧客の満足度を高めるため、最近の取引実情を反映した商標・サービス業の反映

- 類似名称のうち、使用頻度の高い商標・サービス業を正式名称として導入
- 新しい商品・サービス業を積極的に認めることで、取引実情を反映

#### □推進の結果

◦先進国との比較研究を通じて国際スタンダードに適合した国内商品分類制度の構築、及び整備案の研究受注事業を推進：2013. 年 6~12 月

◦変更予定の商品・サービス業の名称、及び類区分についての庁内部・庁外部 (大韓弁理士会など 5 つの団体) の意見を聴取：2013. 年 10~11 月

◦変更予定の商品・サービス業の名称、及び類区分についての庁外部の説明会 (弁理士会主催の弁理士研修) を開催：2013. 年 12 月

◦変更予定の商品・サービス業の名称、及び類区分についての庁内部の説明会 (受注事業の最終発表会) を開催：2013. 年 12 月

改正：2013. 年 10 月 26 日

特許庁告示：第 2013. -35 号

(ジェトロ注：以下、詳細は、ジェトロソウル事務所知財チーム HP ニュース速報をご覧ください。 <http://www.jetro-ipr.or.kr/>)

## 関係機関の動き

### 2-1 IP 経営競争力強化に政府が乗り出す

電子新聞 (2013. 1. 1)

韓国政府が知的財産 (IP) 産業の育成のため、今年度 2 兆 4400 億ウォンを投入する。先月ソウル政府庁舎において、金・ファンシク 国務総理主催で開催された第 7 回国家知識財産委員会会議の結果である。この会議で「2013 年度の国家知的財産施行計画」が確定され、20 の政府機関が策定した 256 の管理課題と 17 の広域地方自治団体が策定した 866 の管理課題で構成された。

重点 8 大推進課題も確定された。競争力のある知的財産を創出して管理を強化する。知的財産執行と紛争対応能力を高める。IP 産業の活性化のため IP 金融と IP 事業化を促

進する。IP 公正社会の具現に努める。知的財産専従人材を養成して業界の人材難を解消し、国家レベルで IP の重要性に対する認識向上を行う。IP に対する政府レベルでの支援を行うためにガバナーズ強化と地域知的財産能力も高め、新知的財産育成の基盤を構築する。

「国家知的財産の人材養成総合計画」も策定された。今年スタートして今後 5 年間、知的財産専従人材 5 万人を養成する。企業人材は 30 万人を対象に専門教育を実施する。5 年間累計 3145 億ウォンの予算を投入し、創意人材と IP 管理・サービスを担当する専従人材を養成する。予算は、体系的な知的財産人材養成システムの構成に使用する。△ビジネスに強い IP 管理人材養成、△グローバル IP サービス専従人材養成、△創造的・融合型の知的財産創出人材養成、△IP 人材の底辺拡大と環境造成、△IP 人材養成基盤構築などを 5 大重点分野として定めた。政府は、このような人材養成計画に対し「市場需給見通しの分析と国際動向などを基に作成した」と明らかにした。

政府はまた、研究費を負担する企業と研究を遂行する大学・研究所間の特許所有権に対する葛藤解消のために「産学研協力研究ガイドライン」を作成した。ガイドラインは、企業は十分に知財権を実施できるようにし、大学と研究所は実施に伴う適切な収益配分により補償を受けられるようにした趣旨で作成した。協力研究成果物の所有権帰属、実施権、収益配分などを基準に 6 つの契約形態と判断基準を提示した。協約当事者間で不必要な時間と費用を削減し葛藤を解消するためである。

政府はこれらの計画を来年度に総合評価する。評価の結果は、各機関に通報することにより政策策定と執行に反映する。金・ファンシク國務総理は、「今後、知的財産を韓国経済の牽引車として成長させ、良質な仕事場と国富創出を生み出せるよう、国家レベルで持続的に能力を集中させていきたい」と強調した。

## 2-2 中小・ベンチャ企業が IP 人材雇用、「1080 万ウォン」支援

電子新聞(2013.1.3)

中小・ベンチャ企業が特許担当者を採用した場合、1000 万ウォンの雇用創出支援金の給付が受けられる。3 日、雇用労働部は、早ければ今週中にこうした内容を盛り込んだ「2013 年雇用創出支援事業の施行指針」を公告する。

知的財産 (IP) 担当者を専門人材に分類して支援する。専門人材の採用支援事業は、2004 年から施行されたが、対象の追加は今回が初めてだ。経営企画・雇用・人事・労務などの業務担当者が支援対象となる。支援金を受けるためには、採用対象者が上場会社、または被雇用者 100 人以上の企業で特許部門の課長以上の職級に 5 年以上勤務した経験を有していなければならない。弁理士や特許・IP 分野の修士・博士の学位保持者も対象となる。

支援金は、1 年間 1080 万ウォンが給付される。最初 6 ヶ月雇用の場合に 432 万ウォン、追加 6 ヶ月以上を雇用した際には 648 万ウォンを支給する。被雇用者に支給した賃金の

75%が限度だ。企業別の政府支援対象の専門人材は、従来通り 3 人 (50 歳以上を雇用した場合 4 人) だ。例えば、経営企画・雇用・労務などで専門人材をすでに 3 人採用している場合には、支援金は受けられない。

対象企業は、中小企業人力支援特別法により、製造業と知識基盤サービス業で、事実上、IP 人材が必要な全ての企業だ。施行指針は、こうした企業を優先支援することを明記している。雇用労働部の関係者は、「中小企業が優先支援対象ではあるが、中小企業から中堅企業となった企業にも職員の数などに応じて支援対象に選定できる可能性がある。」と説明した。

今回の措置は、中小・中堅企業の特許に関するイメージ向上にも貢献すると期待されている。バイオ・ベンチャー企業であるインフォピア研究所のジョン・チャンヒ副所長は、「IP が重要であるという認識は持っていますが、採用過程で開発者の次になってしまいがちだ。政府が支援を行えば、企業も採用に積極的になるのでは」と期待を示した。

本事業を推進した国家知識財産委員会の知識財産戦略企画団のコ・ギソク団長は、「中小・中堅企業に IP 組織・人材の人手不足問題を解決するために提案した。中小企業にも IP が重要であることを認識させる一方、政府の中小企業 IP 支援の意志を確固たるものにするという面で意味深い事業だ。」と強調した。

<キム・ジュンベ記者>

## 2-3 韓国特許庁、今年中小・中堅へ知財経営支援を拡大

韓国特許庁(2013.1.4)

2013 年度における韓国特許庁の予算は、前年より 273 億ウォン増加(増加率 6.7%、合計基準)した 4327 億ウォンに確定された。

<韓国特許庁 2013 年度予算概要>

(単位：億ウォン)

区分	2013. 年予算 (A)	2013 年予算 (B)	増減	
			(B-A)	%
◇収入	4,054	4,327	273	6.7
◦営業収入	3,527	3,761	233	6.6
◦営業外収入	151	227	76	50.1
◦前年度の繰越金	376	340	△36	△9.5
◇支出	4,054	4,327	273	6.7
◦産業振興高度化部門	2,182	2,304	122	5.6
◦産業中小企業一般部門	1,256	1,313	57	4.5

◦内部(政府機関同士)取引	616	710	94	15.3
---------------	-----	-----	----	------

韓国特許庁は、中小・中堅企業の知的財産経営と特許審査への支援を大幅拡大し、知的財産人材の育成及び大学・公的研究機関の知的財産経営支援などにも引き続き投資を行う方向で2013年度予算を編成した。

＜韓国特許庁の2013年度の予算の主な編成内容＞

(単位：億ウォン)

区分	2013.年 予算(A)	2013年 予算 (B)	増減	
			(B-A)	%
□中小・中堅企業の知的財産経営支援	495	552	57	11.5
□特許審査支援	380	459	79	20.8
□知的財産人材の育成及び 大学・公的研究機関の知的財産経営支援	236	236	-	-

(ジェトロ注：以下、詳細は、ジェトロソウル事務所知財チーム HP ニュース速報をご覧ください。 <http://www.jetro-ipr.or.kr/>)

2-4 IPサービスの産業標準分類除外、政府レベルで対策を提示

電子新聞(2013.1.5)

韓国政府は、国家標準産業の分類から除外され、政策支援の対象から外されていた知的財産サービス業界のために対策を設ける。国家知識財産委員会知識財産戦略企画団のユ・ギソク団長は、6日、「産業標準分類システムを整備する来年に、知的財産サービス産業が国家標準分類に正式登録できることを目指して取り組んでいく。登録前までの被害を最小限にとどめられるよう、過渡期的な対策を講じていく構えだ」と述べた。

ユ団長は、これと関連し、韓国特許庁などと共同で政策研究をできるだけ早く開始すると付け加えた。国家産業標準の分類システムは、7年ごとに見直され、2000年と2007年に改正された。来年にまた手が加えられる。電子新聞は、知的財産サービス産業が国家標準産業の分類から除外されたことと、それにもなう問題を指摘してきた。

過渡期的対策とは、政策支援と産業の活性化に向けてインフラを拡大するものだ。標準産業の分類を推進した韓国特許庁産業財産振興課のク・ヨンミン課長は、「税制支援の場合、産業分類が基盤にならないといけないが、容易なことではない。その代わりに、政府支援事業の形なら可能だ」と述べた。問題は、特許庁以外の部署がどれだけ協調するかだ。特許庁などの知的財産サービス産業と関係のある部署は、育成の必要性や標準



産業の分類による弊害などを熟知しているため、積極的に支援すると予想されるが、関係のない部署の場合、配慮が容易ではない。ク課長も「各部署別の独自政策目標に基づいて支援を行う」と述べ、他の部署が恩恵を享受することは容易ではないという見方を示した。

ただ、知的財産分野で政府のコントロールタワーとしての役割を果たしている知財委が動けば、意外な政策も可能だ。コ団長は、「創造経済が強調され、創造・創意的な活動の究極的な結果が知的財産だ。それを保護して事業化し、取引を活性化する基盤と環境を構築することこそ知財委の役割だ」と強調した。

業界は、こうした動きを歓迎している。韓国知識財産サービス協会の関係者は、「業界が最も問題視しているのは、標準産業分類から除外され、政府支援政策から排除されていることだ。アイデンティティ問題も急がれているが、事業者としては、支援が最も切実だ。」と述べた。

<キム・ジュンベ記者>

## 2-5 R&D 特許センター、「韓国知識財産戦略院」に生まれ変わる

電子新聞(2013.1.7)

企業の知的財産(IP)戦略策定を支援する R&D 特許センターが「韓国知識財産戦略院」として生まれ変わった。2010年1月に設立された R&D 特許センターは、これまで韓国知識財産研究院の付設機関であったが、機能の面で機関の独立性が強調され、今回の決定で役割の拡大が期待される。

知識財産戦略院は、組織と機能は既存のものをそのまま全て移転し、昨年度から強調されてきた「IP 研究開発(R&D)」の拡大を行う。IP R&D は、機関主力事業として企業が、中小・中堅企業を中心に IP 基盤のグローバル強小企業に成長できるように支援するプログラムである。

企業が属する市場の特許分析を行い、今後展開される IP ポートフォリオの創出と構築などを支援する。企業 R&D が後から特許を登録することではなく、市場分析を基盤に先行特許を作成できるようにする。

知識財産戦略院は、これらを遂行するために別途に事業拡散支援チームを新設し、また国家 R&D 成果物が IP と連携し推進できる民間協力体系の構築にも力を入れる。

特許庁関係者は、「国家で独立の必要性が指摘され、今回独立することができた」とし、「IP R&D 拡散に重要な役割を果たすことが期待される」と述べた。

<キム・ジュンベ記者>

## 2-6 キム・ホウォン特許庁長、「知的財産スター企業を育成」

電子新聞(2013.1.13)

「知的財産分野にもベンチマークできる優秀企業が必要です。今年から「知財スター

企業」を選定し、取組みを強化して知的財産大国として飛躍する礎を築きたいと思いません。」

キム・ホウォン特許庁長が新年を迎え、知財大国の実現に向けた青写真を提示した。キム庁長は、11日、スマート社会研究会の主宰で開かれた「指導者フォーラム」において、「今年、知財分野のスター企業を選定し、税制優遇策から資金の支援までを政策的に管理していきたい」と強調した。

キム・庁長は、昨年5月に特許庁に赴任し、特有の真面目さと溢れる政策アイデアで短い間に知財の大衆化と産業活性化に大きく貢献し、「韓国知財の伝道師」と呼ばれている。「サムスン電子とアップルのグローバル訴訟によって一般国民をはじめ、産業界にも「特許は大事だ」という認識がしっかり根付いたと思います。これからは、総論ではなく細部の方法論が必要となります。知財分野のスター企業を選定すれば、後発企業がそれをベンチマークし、自然と知財の好循環する環境が構築されるでしょう。」

キム庁長は、韓国の知財水準について規模は世界上位だが、内容では大きく差が出ている。結局、企業を中心に中身を充実させていくことが大事だと背景を説明した。「韓国は、2011年ベースで特許出願件数世界4位、特許生産性1位、標準特許6位と、先進国に比べても劣っていません。ただし、その中身をのぞいてみると、物足りないところが多いと言わざるをえません。標準特許では、サムスン・LG・ハイニックスなどの上位4社が99%を占めていて、技術貿易収支の赤字も雪だるま式に嵩んでいます。中小企業と大手企業、地方と首都圏の知財競争力の格差も深刻です。」

キム庁長は、知的財産に関する韓国の認識の全体的な水準は上がったものの、まだ米国や日本に比べたら低いと付け加えた。

解決方法は結局、草の根企業、すなわち中小企業の競争力を強化することだけだと強調した。韓国特許庁は、そのためにスター企業の選定だけでなく、預託決済院に留保している500億ウォンの政策資金も中小企業に投じる計画だ。「特許庁全体の予算4300億ウォンのうち、事業予算はおおむね2500億ウォンです。特許収入のうち、500億ウォン程度は、預託院に猶保金として預けてはいます。それを中小企業に支援する案として推進していますが、苦しんでいる中小企業を支援し、知財競争力を高めることに大きく貢献するでしょう。」

「知財の才能寄付」事業もさらに拡大する。韓国特許庁は、昨年到大田市で特許専門家・コンサルタント・デザイナーなどを中心に知財の才能を寄付してもらい、相当の成果を上げた。「専門家が無料で中小企業の知的財産分野を集中コンサルタントする形です。売上が増えると一部を基金として出願し、再び寄付する形で運営して好評を得ました。今年はさらに拡大していく計画です。」

キム庁長は、「今年は、グローバル景気低迷、特許管理会社の浮上、アンチダンピングの攻勢から特許中心の貿易紛争方法の変化に知財権の係争はさらに深刻化すると予想されている。」との見方を示し、「紛争の対応システムなど、様々な政策案を通じて知財行

政のグローバルリーダーシップを確保していきたい。」と力を込めた。

＜カン・ビョンジュン記者＞

## 2-7 万里の長城、中国特許情報の言語の壁を無くした

韓国特許庁(2013. 1. 14)

韓国特許庁は、世界最高水準の特許審査・審判の実現を支援するため、言語の壁を無くし、中国の特許情報へのアクセス性を高めることに貢献できる中韓機械翻訳サービスを1月に正式提供する予定だ。

これまで韓国特許庁は、2011年に中国特許庁とのMOUを通じて相互の特許情報を交換し、2013.年では、中韓機械翻訳エンジンの導入及び翻訳辞典の充実化事業を通じてサービス環境を構築してきた。

今回に提供を開始する中韓機械翻訳サービスを利用することで、世界1位の特許出願国であり、韓国最大の貿易相手国である中国の特許情報に対するアクセス性を高め、審査・頻繁の品質をワンランク格上げできると期待されている。

今後、韓国特許庁は、翻訳辞典の一層の充実化を図り、国内の機械翻訳会社と協力して中韓機械翻訳サービスの品質を持続的に向上させていく計画だ。

また、中国に進出する韓国企業が中国特許情報を手軽に把握し、競争力強化につながるよう、国民向け無料検索サービス(KIPRIS)でも中韓機械翻訳サービスを提供する計画だ。

韓国特許庁情報企画局のビョン・フンソク局長は、「世界最高水準の高品質特許審査・審判を実現するために提供される中韓機械翻訳サービスは、万里の長城のように感じられていた中国の特許情報を、言語の壁を無くしてアクセス性を高めることに大きく貢献すると期待されている。」と述べた。

## 2-8 自治体、知的財産都市の育成に重点取組み

電子新聞(2013. 1. 15)

21世紀は知識基盤社会だ。特許や著作権など、高付加価値を創出する無形資産が中心となる知的財産が高く評価される時代が到来した。

現在進行中のサムスン電子とアップルの世界的な特許係争は、示唆するところが多い。その結果によっては、敗訴する企業は桁外れの巨額の対価支払義務を負う。製品を生産売買して得た利益よりも高値の対価を支払わなければならなくなる。

知的財産の保護と育成は、企業だけでなく、国にとっても当面の懸案とされている。

韓国政府は昨年、「知的財産大国の元年」を掲げ、国レベルの知的財産育成政策を発表した。自治体も積極的に取り組んでいる。知的財産都市の育成がその目標だ。知的財産の創出から保護、活用に至る多角的な対策を講じており、一部の自治体は、知的財産政策の専門部署を設ける案も検討している。

(ジェトロ注：以下、詳細は、ジェトロソウル事務所知財チーム HP ニュース速報をご覧ください。 <http://www.jetro-ipr.or.kr/>)

## 2-9 「特許分類サービス技術」米国に輸出

デジタルタイムズ(2013.1.15)

韓国が特許文献を技術的な特徴に基づいて分類する「特許分類サービス技術」を米国に輸出する。

韓国特許庁は、米国特許庁と 870 万ドル規模の米国特許の文献再分類サービスを輸出する了解覚書を締結したと、14 日発表した。

米国特許文献の再分類サービスは、従来の米国特許文献を国際特許分類システムに会うように再分類するもので、米国特許庁の要請により、2009 年から作業が行われてきた。

特許文献の再分類は、特許審査や R&D 過程で類似の従来特許文献を検索する際に利用される主な先行技術検索ツールで、特許分類システムの優秀さや正確性を高め、審査品質に大きな影響を与える。

第 1 次(2009~2010)に 30 万ドル規模でスタートしたこの事業は、第 2 次(2011~2013.)の 75 万ドルに続き、第 3 次事業では 870 万ドルと、大幅増加した。再分類業務は、特許庁の監督の下で韓国特許情報振興センターが実務作業を行っている。

本事業は、年収 5000 万ウォン水準の理系専門人材 200 人の雇用創出効果に匹敵する規模だというのが韓国特許庁の説明だ。

韓国特許庁電機電子審査局のキム・ヨンホ局長は、「今回の輸出契約は、韓国の知的財産専門人材の優秀さを米国特許庁が信頼していることを裏付けている。この事業が知的財産を利用した外貨稼ぎ及び雇用創出の成功的なモデルとして定着できるよう、積極的に取り組んでいきたい」と述べた。

<イ・ジュンギ記者>

## 模倣品関連及び知的財産権紛争

### 3-1 韓国最高裁「業務上の発明特許の権利は職員にある」

電子新聞(2013.1.7)

業務上の成果として登録した発明の特許権は、事前に会社に渡すという明示的な契約を結ばない限り、発明者に帰属されるという判決が出された。

韓国最高裁 1 部は、事前の決裁なしに会社と自分の共同名義で特許を出願し、会社に財産上の損害を与えたとして(業務上の背任)で起訴された電機部品メーカー U 社の元技

術開発担当の取締役キム氏に対し、上告審で有罪判決した原審を破棄し、事件をソウル中央地裁に返し戻したと7日に公表した。

裁判所は、「旧発明振興法などによると、職務発明で特許を受けられる権利は、発明者である従業員にある。事前の承継契約など、特別な事情が無い限り、従業員が自分の名義で特許を出願しても自分の権利を行使できるものであるため、業務上背任罪が成立しない」と判事した。裁判所は、「キム氏が特許権を会社に承継するという明示的・黙示的な意志があったと見なせないだけに、業務上背任罪に該当するとみなした原審は、法理を誤解した判断を下した」と結論付けた。

キム氏は、2006年から技術開発業務を担当し、本人のアイデアに開発チームの職員が手を加え、5件の発明を完成した。そのうち4件は、会社と共同名義で、1件は自分の会社共同代表の名義でそれぞれ出願したが、それを理由に起訴され、業務妨害まで加わり、原審・2審で罰金100万ウォンが言い渡された。

<クオン・ドンジュン>

### 3-2 電機・IT分野の特許係争が深刻

電子新聞(2013.1.7)

電子・IT企業の知的財産の係争件数が最近3年間、2倍に急増した。

特に海外での係争が増加し、輸出企業向けの解決支援策が急がれているという指摘が出されている。

電子情報通信産業振興会(KEA)特許支援センターが発表した「2013.年電機・IT企業の知的財産実態調査結果」によると、電機・IT企業全体のうち、34.7%が知財係争を経験したという。これは、2009年度(15.4%)より2倍以上増加した数値だ。

知財係争は、特許権者が侵害の警告状を侵害企業に送ったり、企業や個人の裁判所での訴訟、貿易上の係争、行政措置など、全てを含めた概念だ。知財関連予算で年間10億ウォン以上を支出する企業の大半(94.4%)が係争を経験したと調査された。

専門家は、「知財関連の支出が多い企業に特に係争経験の割合が高いのは、係争以降に専門部署を設置し、専門人材を配置するなどの対策を行ったためだろう」と評価した。

知財係争は、海外を中心に拡大している。係争のうち、海外で発生した割合は41.9%と大幅に増えている。

特許支援センターのイム・ホギセンター長は、「3年前の調査で海外の割合は14.3%にすぎなかった。海外の知財係争に合わせた支援が急がれている状態だ。」と説明した。

国籍も様々だ。業界の関係者は、「技術先進国の知財を韓国企業が侵害し、中国などの後発ランナーが韓国の知財を侵害する状況は、相変わらずだ。国別の知財係争対応支援策を設けるべきだ。」と主張した。

海外係争のうち、韓国企業が米国(72%)、日本(75%)など、先進国の特許権を侵害する事例が大半を占めている。特に、係争解決が急がれている分野は、電機部品メーカーだ。

電機部品メーカー10社のうち7社以上(74.4%)が海外企業の特許権を侵害した経験があり、コンピュータなどの情報機器(30%)、家電(50%)や携帯電話などのメーカーより深刻な状態だ。ある中小企業の特許担当者は、「知財関連の人材や予算の投資が不足している状況で海外に輸出するための関連の先行技術調査が行われていないことも原因だ」と説明した。

海外企業が韓国企業の特許を侵害する事例は、全体の29.7%と高くない。しかし、海外企業から特許侵害を受けた企業のうち、侵害した企業の半分は中国だ。

特許支援センターは、「中国の産業成長と販売の増進にともない、韓国企業の特許を侵害する事例が急増している。中国の特許侵害から韓国の知財権利を保護する措置が必要だ」と説明した。

KEAのチョン・サンホン副会長は、「電機・IT関連の特許係争が激化しているが、企業の特許経営実践と係争に備える力は未だ不十分だ。電機・IT産業の国家競争力強化に向けて特許経営の認識向上はもちろん、企業別に合わせた知財コンサルタント、特許係争の予防サービス、特許係争教育など、支援事業を拡大していく計画だ」と述べた。

＜クォン・ドンジュン記者＞

## 電機・IT企業の売上高別の係争状況

(単位：%)

		訴訟	警告状段階で終結	訴訟前に合意	行政措置(税関、取締まり)に対応	警告状進行中
全体		52.0	24.3	18.4	3.3	2.0
売上高	300億未満	51.2	28.2	10.3	2.6	7.7
	300~1000億	35.9	33.3	28.2	2.6	0.0
	1000億~1兆	63.4	17.1	17.1	2.4	0.0
	1兆ウォン以上	57.6	18.2	18.2	6.0	0.0

### 3-3 米ITC、9日特許侵害予備判定の可否を決定

電子新聞(2013.1.7)

サムスン電子のスマートフォンが米国で輸入差し止めになるかどうか9日に決定される。

米国の国際貿易委員会(ITC)は、米国時間の9日、サムスン電子のスマートフォンやスマートパッドなどがアップルの特許を侵害したかどうかについて再審査の可否を決定する。

ITCは、昨年、サムスン電子の「ギャラクシーS」、「ギャラクシーS2」、「ギャラクシー・ネクサス」、「ギャラクシーTab10.1」などがアップルの特許4件を侵害したという予備判

定を下した。

ITC が今回の判定でサムスン電子が提起した際審査の要請を退けた場合、特許侵害を認めた予備判定がそのまま最終判定に確定される可能性が高い。

再審査の要請が棄却され、特許侵害が最終的に確定されれば、サムスン電子の製品は、米国大統領の最小承認を得て 60 日以内に米国への輸入が禁止される。

逆に ITC がサムスン電子の再審査要請を受け入れた場合、2 月 19 日の 6 人委員会で最終判決を言い渡すことになる。

<キム・インスン記者>

### 3-4 知識經濟部、サムスン・LGD の特許問題仲裁

電子新聞(2013.1.8)

韓国政府はサムスンディスプレイと LG ディスプレーの間で起こっている特許訴訟などの問題を解消するために動き出した。しかし、現在進行中の訴訟が特許技術に対するものであるため、政府が入り込む余地がなく、大型有機発光ダイオード(OLED)パネルなど、両社の技術競争がさらに熾烈となっており、両側の和解は簡単に解決できない見通しである。

7 日業界によると、昨年度相次ぐ訴訟攻防によりサムスンディスプレイと LG ディスプレーの争いが感情的な争いとなって、主務機関である知識經濟部が仲裁に出る態勢である。

両社の争いは、昨年度の 4 月に OLED 技術・人材流出事件により発端し、その後両社は、相手方の技術が特許を侵害したという訴訟を提起し訴訟争いが拡大した。OLED から始まった特許争いは、昨年度 12 月には液状表示装置(LCD)にまで拡大した状況である。

知識經濟部は、現在あらゆる経路を通じて両社の問題解消のため働き掛けている状況であり、必要に応じては直接説得に出る可能性もある。現在全世界のディスプレイ市場を牽引している両社の争いは前面に浮上している状況であり、国内産業及び市場競争力に不定的な影響を及ぼすものと判断している。

これと関連して知識經濟部の金・ジョンイル半導体ディスプレイ課長は、「特定産業において過度な争いが誘発しないように努めることが基本方針である。まだ、具体的にはどのようにするかは決めていない」とし、「ただし、国内のディスプレイ産業と市場のために、両社がお互いに和解できる方法を模索する必要がある」と述べた。

また、最近 LG の 55 インチ TV 用 OLED パネル市販など、大型 OLED パネルの大量生産を巡って熾烈な競争を予告しており、技術力攻防はさらに激化する可能性が高い。

業界関係者は、「両社が特許訴訟に徹底的に対応しながら、お互いに技術的優位を主張している」とし、「技術力に押されるという印象を与えた場合、今後ディスプレイ産業と市場において主導権を失う可能性が高いという判断が作用しているようだ」と述べた。

<イ・ホンソク記者>

## 3-5 「ヒノキで作った日本のオリジナル商品」ニセ広告でソーシャルコマース業者に是正処置

公正取引委員会(2013.1.8)

公正取引委員会は、美容用品を販売のため、日本の有名ブランドオリジナル商品でもないものをオリジナル商品であると、ニセ広告をして販売したソーシャルコマース4社に対し、是正処置及び過料(計2300万ウォン)を賦課した。

今回の処置で根絶されないソーシャルコマース業者らのニセモノ商品販売行為を是正することにより、ソーシャルコマース分野の健全な取引慣行の定着に寄与できるものと期待される。

ソーシャルコマース4社は、ニセモノであるという事実を知らずながら消費者を誘引・取引した行為で法律を違反した。

特に、美容ブラシを販売し、日本の有名ブランド商品であるアルティ社の「アルティ毛穴ブラシー」のオリジナル商品でもないのにオリジナルのように偽って広告し、消費者を誘引して商品を販売した。

該当の4社は自社のインターネットホームページの商品広告画面に「製造国：日本」、「製造者ALTY」、「ヒノキ材」、「職人が2年にかけて完成した最高品質の洗顔ブラシー」などの文句と商品イメージを使用している。

該当の4社に対する細部処置として是正命令及び公表命令が下され、これらネット通販業者のホームページ初期画面に6分の1の大きさに5日間掲載するようにした。

また、4社に対し計2300万ウォンの過料も賦課した。

業社名	チケット モンスター	クパン	(株)ナムインター ネット(ウィメ ブ)	グルポン
金額	500万ウォン	500万ウォン	500万ウォン	800万ウォン

ニセモノ商品を購入した消費者に対しては、ニセモノ商品を発見した場合に110%以上の払い戻しをすることになっている「ソーシャルコマースの自律遵守ガイドライン」に基づいて、これらの業者は購買代金の110%ないしは200%に該当する金額を払い戻しをした。

公正取引委員会はソーシャルコマース市場の消費者被害防止のために、12、2月にソーシャルコマース分野の「消費者保護自律遵守ガイドライン」を作成して5社と協約を締結し運営中である。

今回の処置でソーシャルコマース市場では、継続するニセモノ商品の販売行為を是正することによって、この分野の健全な取引慣行の定着に寄与するものと期待される。

今後、ニセモノ商品販売などの法律違反行為に対しては厳正な法執行と共に、「ソーシャルコマース自律遵守ガイドライン」の普及を拡大し、ソーシャルコマース市場にお



る消費者信頼が回復できるように努力する計画である。

### 3-6 SKC、フランスのアルケマとの特許訴訟で勝利

電子新聞(2013. 1. 11)

SKCは、フランスの化学メーカーアルケマ(arkema)とのフッ素フィルムの製造技術特許侵害差し止め訴訟で勝利した。昨年、カネカが系列会社であるSKC コーロンPIを相手に米国国際委員会(ITC)に提起した特許侵害訴訟での勝利に続き、世界有数の素材企業を相手に独自の技術力が再確認された結果だと分析されている。

10日、関連業界によると、ソウル中央地方裁判所は、2011年11月、アルケマが提起した特許権侵害差し止め請求の訴えにおいて、最近、「原告の請求を棄却する」という最終判決を言い渡した。

アルケマは、2011年2月、フッ素フィルム関連の特許(フッ化ポリマー機材の柔軟性フィルムによって表面-保護された太陽光モジュール)を韓国に登録した。これに対しSKCは、同年5月に特許無効審判を請求し、特許審判院から11月、「アルケマ特許の全請求項を無効とする」という旨の審決を言い渡された。

アルケマは、特許審判院の審決を受け、SKCに対して特許権侵害差し止め請求訴訟を提起し、今回ソウル中央地方裁判所がその棄却判決を言い渡したのだ。SKCは、今回の訴訟により、昨年9月にアルケマが請求した損害賠償請求訴訟でも前向きな判決が出されると期待を示している。

SKC関係者は、「SKCの独創的なフィルム製造技術を裁判所が認めた結果だ。今回の勝訴判決により、SKCは、フッ素フィルムの独自技術の競争力を立証した」とコメントした。

SKCが2009年に開発したフッ素フィルムは、太陽光モジュール寿命の延長、水処理膜のろ過など、様々な用途に利用されている。今後、応用分野がさらに広がると見込まれ、グローバル企業が積極的に投資している製品だ。世界でもSKC、デュポン、アルマケなど、限られたメーカーだけが製造技術を保有しているという。

<ユ・ソンイル記者>

### 3-7 「皆でチャチャチャ(車車車)」疑惑騒ぎ

電子新聞(2013. 1. 14)

先月31日、グループプレイを通じてアンドロイドスマートフォン向けに発売され、人気を集めているCJ E&Mのカカオゲーム「皆でチャチャチャ(車車車)」が著作権を侵害したという疑惑が提起された。

日本のゲーム開発会社SCEK(ソニー・コンピュータエンタテインメント코리아)は、「皆でチャチャチャ(車車車)」に登場する様々な表現が自社ゲーム「みんなのスッキリ」のミニゲーム「スッキリ!レーシング」と類似しているとしてゲームサービスの差し止め

を要請する内容証明を CJ E&M 宛てに 14 日午前発送した。

「皆でチャチャチャ(車車車)」は、発売後、韓国ユーザーから良い反応を得て「人気無料」、「新規の人気無料」、「最高売上高」など、3 部門で同時トップにランクされた。歴代の「カカオトークゲーム」に発売されたゲームの中で最も速いスピードで人気を得て「アニパン(Anipang)」、「ドラゴン・フライト(Dragon Flight)」に続く国民的なゲームとして人気を博している。

一方で、関連のネットコミュニティや一部のネットユーザーから「盗作疑惑」が提起されてきた。「みんなのスッキリ・スッキリ！レーシング」と似ているという主張だ。ユーザーは、両ゲームが基本的なコンセプトのみならず、細部も極似していると指摘した。

実際に、左・右・ジャンプの操作、5 車線道路、アイテム利用法などをはじめ、前にある車両後ろの空気抵抗を利用してスピードを上げる「スリップ・ストリーム効果」まで似ている。ユーザーは、全体的なビジュアルや効果、サウンドなどが「みんなのスッキリ」を「一定水準以上コピーした」と主張している。

SCEK も全体的なアイデアではなく、ゲーム内の様々な表現方法の類似さについて著作権保護を要請した。ミニゲーム類の特性上、ゲーム方式が多少似ていることは、著作権保護対象にならないが、効果やサウンドのような表現法については著作権の保護が可能だ。

SCEK は、内容証明において CJ E&M 側に内部検討と対応に十分な答弁期限を与え、期間内に返答しない場合には法的対応も辞さないということを明示した。

「みんなのスッキリ」は、SCEK が 2010 年末、プレイステーションポータブル(PSP)タイトルとして発表し、その後、ハングル版で韓国に正式発売された。

<イ・ジョンミン記者>

### 3-8 NetMable、「みんなでチャチャチャ(車車車)のサービス中止はない」

電子新聞(2013. 1. 15)

CJ E&M は、「みんなでチャチャチャ(車車車)」の盗作疑惑についてコメントした。

CJ E&M の NetMable は、15 日、SCEK(ソニー・コンピュータエンタテインメントコリア)のサービス中止の要請に対し、両ゲームは、ゲーム性の面では全く違うゲームであり、正当な法的手続きを踏んで対応していく姿勢を明らかにした。また、サービス中止はないという意志を強く表明した。

日本のゲーム開発会社 SCEK は、「みんなでチャチャチャ(車車車)」に登場する様々な表現が自社のゲーム「みんなのスッキリ」に含まれているミニゲーム「みんなのスッキリ！レーシング」と類似しているとしてゲームサービス中止を要請する内容証明を 14 日 CJ E&M に発送した。

メディアの報道によると、NetMable は、「日本の SCEK が韓国で成功し、成果を上げて

いるゲームに対し、その知名度を利用しようとしているだけだ」として盗作疑惑を突っぱねた。

また、「毎週のコンテンツアップデートを通じて顧客の満足度を高めていきたい」とコメントした。

<イ・ジョンミン記者>

### 3-9 サムスン電子、米控訴裁にネクサスの販売差止め棄却要請

デジタルタイムズ(2013.1.15)

サムスン電子は、アップルが米国連邦巡回控訴裁判所の全員裁判部に提起した「ギャラクシー・ネクサス」スマートフォンの販売禁止申請の棄却を要請する文書を提出したと外国メディアは15日に報道した。

以前、米国連邦巡回控訴裁判所は、昨年10月にギャラクシー・ネクサスの米国内における販売差止めを要請するアップルの要求を受け入れた米国カリフォルニア州のサンノゼ連邦地方裁判所の原審に対し、特許侵害とそれに伴う被害との相関性についての具体的な証拠がないとしてそれを廃棄した。アップルは、この判決に対し、直ちに9人の連邦巡回控訴裁判所の全員裁判部の再検討を要請した。

サムスン電子は、先週、裁判所に提出した書類を通じて、「全員裁判は、アップルが特許侵害を主張しているギャラクシー・ネクサスの検索機能が 아이폰 販売に及ぼした影響についての証拠がないため、必要がない」と主張した。

特に、サムスン電子は、アップルはギャラクシー・ネクサスが販売された際、 아이폰 の市場シェアに致命的な損害を与えたという主張を証明できなかったと指摘した。ギャラクシー・ネクサスの販売量を全て 아이폰 として販売したものと仮定しても2013.年第1四半期における米国スマートフォン市場で僅か0.5%に過ぎないため、アップルが主張する潜在的な損失である0.5%のシェアは大きな意味がないと指摘した。

<キム・ユジョン記者>

## デザイン (意匠)、商標動向

※今号はございません。

## その他一般

### 5-1 日本でも「サムスン」がやった

電子新聞(2013.1.3)

サムスン電子が外国勢スマートフォンの「墓場」といわれている日本で、初めて携帯電話端末の売上高が20億ドルを突破した。「ギャラクシーS2」に続き、「ギャラクシーS3」も昨年の日本市場でミリオンセラーとなった。「電機大国日本」というプライドと排他性により、攻略が容易ではなかったサムスン電子の「ジャパン・ドリーム」が実現したのだ。

3日、サムスン電子によると、昨年、日本のスマートフォンとフィーチャーフォンを含めた自社の携帯端末売上高総額が初めて20億ドルと計上された。ギャラクシーS3は、発売6ヵ月で100万台を販売した。昨年10月に発売された「ギャラクシーNOTE2」は、3ヵ月で40万台が販売された。韓国市場における販売量の半分に迫る数値だ。日本が「第2の内需市場」と位置付けられつつある。

こうした好調な売れ行きは、スマートフォン「ギャラクシー」シリーズが人気を得たためだ。日本最大の通信キャリアNTTドコモの昨年のスマートフォン販売量において、サムスン電子が突出して1位となった。2011年、ギャラクシーS2がサムスン電子の携帯端末では初めてミリオンセラーになったことに続き、ギャラクシーS3は、昨年6月、発売と同時に月間販売量1位になった。ギャラクシーNOTE2も昨年10月、日本のスマートフォン月間販売量1位を記録するなど、ギャラクシーブランドを付けば飛ぶように売れた。

サムスン電子は、日本のスマートフォン市場でアップルとともに首位の座をめぐって火花の散る激しい競争を演出している。フィーチャーフォンを含めた全体の順位は、4~5位。日本の携帯端末市場もスマートフォンを中心に買い替えサイクルが短くなっている。全体市場の順位においてもサムスン電子の躍進は予想されていた。

サムスン電子の携帯電話の人気は、電機大国日本の壁を乗り越えたということで大きな意味を持っている。サムスン電子は、これまで日本向け戦略の携帯端末をリリースし、日本市場への進出を模索してきたが、日本ブランドを好む消費者の傾向により、苦渋をなめていた。2008年、プレミアム携帯端末「フォトス」を日本通信キャリアソフトバンクから発売したが、これといった成果は上げられなかった。「オムニアフォン」など、その後にも日本に機種を投入したが、シャープや富士通など、日本の携帯電話に押され、評価されなかった。

サムスン電子が日本市場への進出に成功した理由は、品質だけでなく、消費者のニーズに合わせた現地化戦略が効果を上げたためだと分析されている。日本での初のヒットモデル「ギャラクシーS2」にワンセグ受信機能を搭載し、 아이폰と差別化を図ったのが代表的な例だ。NTTドコモが 아이폰の対抗馬としてギャラクシーシリーズを全面に出したのも功を奏した。

難攻不落の市場といわれていた日本まで席卷し、サムスン電子が目指した世界同時発売戦略(グローバルシングルランチ)も可能になる見通しだ。今年4月に発売予定の「ギャラクシーS4」が韓国と日本で同時に発売される可能性が高い。サムスン電子の関係者

は、「日本は、韓国に負けないほど消費者のニーズが高く、自国ブランドを好む傾向が強い。韓国と日本で手ごたえを得たということは、世界のどの国でも成功できるという意味だ。」と強調した。

<チャン・ジョン記者>

## 5-2 知的財産の専門人材不足、「お尻についた火」

電子新聞(2013.1.5)

韓国電子情報通信産業振興会の特許支援センターが電機・IT企業の特許経営状況の分析を行った。電機・IT分野の特許紛争が激化している現状を受け、適切な支援策を設けるのがその目的だ。電子新聞は、2回にわたり、知的財産(IP)人材、投資、紛争の予防、紛争の実態と企業の要求事項を集中分析する。

### 専門人材の確保、「お尻についた火」

#テレビを製造する中小企業A社は、テレビ通販専門企業にテレビを納品することにした。その条件として「ドルビー社」の技術が搭載されたテレビを要求された。A社は、ドルビー社に使用料を支払い、テレビ製造を準備したが、イニシャル使用料、銀行の信用状(LC)などの追加費用1億5000万ウォンを支払わなければならないことは知らなかった。特許専門人材が不在し、関連知識がなかったためだ。結局、会社はドルビー社の技術を諦めざるを得なくなった。その後、A社は、特許担当者を雇用し、特許の使用・ライセンス契約などのIP関連業務を任せた。特許担当者は、「中小企業では、IP関連知識がなく、特許紛争などの様々なリスクにうまく対処することが難しい」と述べた。

「平均3.7人」。韓国電子情報通信産業振興会の特許支援センターが電機・IT企業を相手に調査した業界が望むIP専門人材の人数だ。しかし、中小・中堅企業では、投資余力が無く、特許専門人材を雇用できていない状況だ。業界の関係者は、「中小・中堅企業で特許専門家を雇用している会社は僅かだ。海外輸出企業くらいが1人程度の特許担当者を持っているが、毎回特許問題が発生するのではないため、他の仕事も並行している」と実態を語った。

電機・IT業界における特許専門人材の保有率は35.4%だ。1000億ウォン以上の売上高を計上している企業では、約半分(54.4%)程度が特許専門人材を雇用しているが、売上高300億ウォンを下回る企業では、18.5%程度が専門人材を雇用しており、IP紛争への対応は不十分な状態だ。

IP関連部署がない電機・IT企業は、全体の60.8%だ。IP関連費用の支出を年間1000万ウォン以下にしている企業のうち、84.4%が専門部署を置いていないと調査された。

電機・IT企業が専門部署を置かない理由は、「必要がないため」だ。半分(48.4%)近くの企業が専門部署の必要性を感じず、潜在的な特許紛争の可能性を認識していない状態だ。特許支援センターは、「依然として多くの企業が特許紛争に露出されているが、特許

経営に舵を切るには、経営陣の経営マインドがまだ低い水準であると言わざるを得ない」と説明した。

専門部署を運営・維持する予算が不足しているのも問題だ。特に、売上高 300 億ウォン未満の中小企業は、特許専門人材の維持予算の不足を最も大きな理由にあげた。2 社のうち 1 社は予算不足により、特許紛争に対応できる条件を整えないと訴えている。業界の関係者は、「中小企業では、別の予算を投じて IP に対応することは難しい。特許関連の紛争に備えられることさえできていない」と語った。

業界の特許専門人材の不足は、特許紛争の可能性を高めている。技術開発や新製品の企画段階で特許紛争を事前に予防できる最も効果的な方法である先行技術調査さえ行われていない。特許支援センターは、「電機・IT 企業の中で先行技術調査を必ず行うと答えた割合は 22.4%に過ぎない。多くの企業が特許紛争に露出されている状態だ」と述べた。IP 関連の紛争を経験した企業は、先行技術調査を実施し、今後発生し得る特許紛争に対応していた。紛争経験がない企業より 2 倍近く高い比率で先行技術調査を行っているという。

人手不足で特許関連の競合会社や市場モニタリングも難しい状況だ。アンケートに答えた企業のうち、「競合会社の特許や該当分野の市場モニタリングを行っている」企業は、18.5%にすぎなかった。売上高 300 億ウォン～1000 億ウォンの間の企業のうち、「必ずモニタリングする」企業は 10.7%にすぎず、多くの中小・中堅企業が特許紛争の可能性を潜めていることが分かった。

特許支援センターのイム・ホギセンター長は、「特許紛争が発生した際にだけ、専門人材が必要になるわけではなく、R&D から製造・販売まで全段階で IP を管理する必要がある。企業の生き残り戦略として特許経営が重要視される時から IP 人材・部署などに積極的に投資する必要がある。」と述べた。

＜クォン・ドンジュン記者＞

電機・IT 企業の売上高別の知的財産投資費用

(単位：%)

		1 千万以下	1 千~5 千	5 千万~1 億	1 億~10 億	10 億以上
全体		35.9	25.2	13.4	20.4	5.0
売上高	300 億未満	62.0	34.0	7.6	6.4	0.0
	300 億~1000 億	20.0	34.7	16.0	29.3	0.0
	1000 億~1 兆	7.7	28.2	25.6	32.1	6.4
	1 兆ウォン以上	3.0	3.0	9.1	45.5	39.4

電子新聞は、広開土研究所と共同で 15 大のグローバル IT 大手企業の特許ポートフォリオを分析した。その結果は驚くべきものだ。大半の企業がサムスン電子とアップルの特許係争後、特許確保に積極的に乗り出した。これは、韓国企業に大きなメッセージを与えている。今後、訴訟合戦が拡大する可能性を示唆しているためだ。全ての企業が次世代産業の振興・育成に取り組んでおり、融合・複合による技術重複(特許侵害)を回避することが難しくなっているためだ。電子新聞は、調査結果に基づいてグローバル IT 大手企業の特許ポートフォリオの現状と意味を 5 回にわたって紹介する。

保有特許件数では、韓国企業が先頭に立っている。製造業である上、歴史が長いことと関連があると分析されている。昨年末現在、特許保有権数が最も多い企業は IBM で、6 万 2401 件だ。サムスン電子は、3 万 7992 件で 15 社のうち 2 位にランクされた。HP と MS がそれぞれ 2 万 2242 件と 1 万 9237 件で後を次いだ。5 位と 6 位は、モトローラと LG 電子で、1 万 3192 件、9480 件だ。

一方、アップル(5563 件)とグーグル(4968 件)は、保有特許ベースでは、韓国企業の半分だ。フェイスブック(1150 件)とアマゾン(701 件)、ファウエイ(1125 件)、HTC(468 件)、ZTE(160 件)など、中国勢の保有特許件数は低水準であった。

国際標準化機関(ISO)などから認められた標準特許は、ノキアの保有件数が 351 件で最も多くなっている。標準特許は、知財の競争力を示す代表的な条件の一つだ。グーグルに買収されたモトローラ・モビリティ(158 件)、サムスン電子(105 件)、MS(104 件)がその後を次いだ。LG 電子は、グーグルとともに 99 件と同数だ。後発ランナーであるアマゾンとフェイスブックは、標準特許は 1 件も保有していない。中国企業も HTC(1 件)を除いたファウエイ・ZTE は、1 件も保有していない。

特許訴訟に利用した訴訟特許の割合は、アップルが突出して多い。アップルの特許戦略がうかがえる節だ。約 5500 件の特許のうち、訴訟に利用した特許件数が 232 件で 4.2% を占めた。モトローラが 158 件で後を次ぎ、LG も 117 件で比較的高く保有していた。サムスン電子(114 件)、MS(11 件)、IBM(105 件)などの順となった。アップルの訴訟特許比率が 4%であったが、保有特許件数 1・2 位である IBM とサムスンは、その割合が 0.2%と 0.3%に低下した。

<キム・ジュンベ記者>

企 業	保有全特許件数	保有標準特許件数	保有訴訟特許件数
apple	5563	99	232
google	4968	9	40
Microsoft	19237	104	111
Samsung electronics	37992	105	114
amazon	701	0	11
facebook	1150	0	15

HP	22242	17	65
oracle	4337	1	41
IBM	62401	44	105
LG electronics	9480	99	117
NOKIA	8237	351	89
fawei	1125	0	0
HTC	468	1	16
ZTE	160	0	0
Motorola Mobility	13192	158	205

#### 5-4 [IT グローバル企業の特許を分析] (2) 買い取り特許

電子新聞(2013. 1. 10)

割合の面では、韓国企業とグローバル企業間の特許確保の方法に多少の違いがあった。新生外国企業であるほど、買収・合併(M&A)などを通じて買い取った特許の割合が圧倒的に高い。企業成長戦略としてM&Aなど、オープン・イノベーションを積極的に利用した結果だと分析される。

サムスン電子とLG電子が買い取った特許の割合は、6.8%と3.1%だ。グーグルは66.3%、アップルは49.6%にのぼっている。韓国企業は、10件のうち、9件以上を独自開発して確保した特許だが、グーグルとアップルは、約半分を買収・合併など、外部から調達した。新生会社フェイスブックは、買い取った特許の割合が96.0%と突出して高い。台湾メーカーHTCも63.9%だ。HPとオラクル・ノキアも2~4割と高くなっている。一方、MSは3.7%にとどまり、保有特許件数が最も多いIBMも1.5%と低い水準だ。

サムスン電子の場合、全体特許で占める買い取り特許の割合は低い方だが、最近では、積極的な買収を行ったことが分かった。最近3年間買い取った特許件数でサムスン電子は1538件でHP(4374件)、グーグル(3233件)、モトローラ(1835件)の後を次いだ。アップルは1225件だ。サムスン電子は、特にアップルとの特許係争を開始した2011年に1184件を買い取った。

買い取った特許のうち、標準と紛争特許の割合はLG電子が非常に高い。買い取った特許全体に占める標準特許の割合は、LG電子が5.6%とノキア(7.7%)の後を次いだ。アップルが3.1%でその後に次ぎ、サムスン電子、IBM、グーグルなどの企業は0.3%以下だ。LG電子は、紛争特許の割合も高い。購入特許に占める紛争特許の割合が6.1%とアップル(6.5%)の次ぎに高くなった。アマゾンが5.3%、HTC(4.7%)、IBM(3.2%)の順だ。サムスン電子は1.6%だ。

<キム・ジュンベ記者>

【表】 購入特許と購入した標準・紛争特許件数(単位：件)

出処： 広開土研究所



企業	購入した全体特許	購入した標準特許	購入した紛争特許
apple	2762	86	180
google	3296	9	27
Microsoft	705	0	9
Samsung electronics	2573	6	40
amazon	76	0	4
facebook	1104	0	15
HP	9483	13	60
oracle	1145	0	20
IBM	937	3	30
LG electronics	297	17	18
nokia	1873	145	50
fawei	22	0	0
HTC	299	1	14
ZTE	5	0	0
Motorola mobility	2080	25	13

#### 5-5 韓国の3DTV技術、国際標準に採択

デジタルタイムズ(2013. 1. 10)

韓国で開発された3DTV放送技術が国際標準として採択された。韓国での3DTV販売が拡大されると期待が寄せられている。地上波放送局は、今年の下半期から3D放送を商用化する計画だ。

放送通信委員会は、米国時間の8日、韓国で独自に開発した高画質3DTVの放送標準がATSC(米国デジタル放送標準委員会)の国際標準に制定され公表されたと発表した。

韓国で放送方式を独自に開発した技術が国際標準に採択されたのは、今回が初めてだ。これまで3DTVは、伝送方式によって韓国が提案したデュアルストリーム(Dual Stream)方式とフレーム交換方式が競争していた。デュアルストリーム方式とは、3D映像の左の映像はMPEG-2で、右の映像はH.264でそれぞれ圧縮し、同時に転送する方式だ。この技術は、2DテレビでもMPEG-2映像だけを圧縮解除して2Dで見られ、3DTVを持っている家庭では、2Dと3D両方対応が可能だ。

韓国は、2011年12月、デュアルストリーム方式を韓国情報通信技術協会(TTA)標準に制定し、2012年1月、ATSCにこの技術の標準化を正式提案した。その後、技術開発を主導した韓国電子通信研究院(ETRI)とサムスン電子、LG電子、SBSが中心となり、標準化に積極的に取り組んだ結果、標準として採択される成果をあげた。

韓国で開発、提案した技術が国際標準に制定されたことで、今後、特許収益などの様々

な効果が期待されている。デュアルストリーム技術は、ETRI が知的財産権の多数を有しているという。放送通信委員会の関係者は、「韓国の製造会社は、我々が開発した標準に合わせて世界に販売することとなり、3D 放送関連の設備メーカーの海外に向けた販路が拡大され、国内放送産業の成長に貢献できるだろう」と述べた。

3DTV の国際標準が確定されたため、今年の下半期からは 3DTV の商用サービスが開始される見込みだ。放送通信委員会は、今回の国際標準制定をきっかけに、無線設備の規則改正など、制度の改善を今年の上半期中にとりまとめ、下半期から準備が終わった放送局から高画質 3D 放送の商用化を順次推進する計画だという。MBC、SBS、EBS は、これまで、正規放送の終了後の約 1 時間の間に 3D 映像を送出するモデル放送を進めてきた。

<カン・ヒジョン記者>

## 5-6 サムスンが 2012 年米国特許 2 位、1 位は 20 年連続の IBM

電子新聞(2013. 1. 11)

IBM が 20 年連続、米国内の最多特許企業となった。

10 日、ブルームバーグは、特許分析企業である IFI パテントサービス研究報告書を引用し、昨年 IBM が獲得した特許が前年対比 5% 増加した 6478 件と報道した。

その後につき、サムスン電子が前年対比 4% 増しの 5081 件で 2 位、日本のキャノンが前年対比 12% 増しの 3174 件で 3 位となった。また、4 位のソニーは、2011 年対比 33% 増しの特許を獲得した。IFI は、米国特許のトップ 10 企業のうち、米国の企業は 3 社で、残りは全てアジアの企業であると明らかにした。

しかし、IBM が特許を獲得した技術のうちの 30% は、米国でない他の地域の開発者から出願され、ドイツ、日本、カナダ、イギリス、イスラエルなどの海外 IBM リサーチセンターの研究開発活動が活発であったと発表した。2010 年度の IBM 海外リサーチセンターの特許技術は 22% であった。Manny Schecter IBM 最高特許委員は「彼らの活発な研究開発のお陰で、ブラジル、ケニアなどの海外研究所が増設された」と述べた。

また、ブルームバーグは、IBM の特許ライセンス売上が通年 10 億ドル規模であるとし、このような知的財産権は、新たなビジネスへの進入時に脅威となる要素が低くなると伝えた。

一方、クアルカムは IFI トップ 10 には入っていないが、昨年度の特許ライセンス売上高は 63 億 3000 万ドルであった。

グーグルの場合は、初めて特許獲得トップ 50 に進入し、アップルより 15 件も多い特許を確保し、アップルより一段上の 21 位を占めた。アップルは 39 位から 22 位に上昇した。

IFI の米国特許トップ 50 に入った韓国企業は、サムスン電子(2 位)、LG 電子(10 位)、SK ハイニックス(43 位)、韓国電子通信研究院(ETRI)(47 位)、LG ディ스플레이(50 位) など 5 社が含まれている。

国別には、日本企業が最も多く、トップ 50 の日本企業は 19 社、米国企業は 17 社、その次が韓国企業の 5 社であった。この他、ドイツ企業が 2 社、台湾企業 2 社が含まれており、オランダ、中国、カナダ、スウェーデン企業が各々 1 社であった。

<パク・ヒョンソン記者>

## 5-7 計量器操作防止技術の特許出願動向

韓国特許庁(2013. 1. 11)

電気や水道のメーターをごまかせないように、計量器の操作を防止する特許が約 500 件余り出願された。

一般家庭では、電気と水道の計量器を多く使用しているが、この計量器は使用した電気や水道の量に比例して回転する回転軸の回転速度を測定する方式を主に使っている。

しかし、この回転速度は磁石を利用した電磁的方法で測定されるがい、計量器を操作した電気と水道の使用量のごまかしもこのような原理を使っており、計量器の周囲に磁石を配置して回転する回転円板の速度を遅らせたり、測定される回転信号の受信を妨害して実際の使用料より少ない量で記録するようにしている。このようなごまかしは、結果的には正直に使用料金を納付する納付者に負担を加重させている。

最近、磁石による計量器の操作方法が知れ渡ることにより、これを防止する技術に関する特許出願が相次いでいる。

特許庁によると、過去 5 年間の電気および水道計量器の出願動向が持続的に増加趨勢であり、電気および水道計量器に関する特許のうち、磁石による操作防止技術は、これまで約 500 件余り(全体出願の 2.5%)であると把握された。

\*電気および水道計量器関連の特許出願推移(件) : 1196(2007 年)→1299(2008 年)→1217(2009 年)→1425(2010 年)→1595(2011 年)

出願された技術の具体的な内容をみると、過去は、計量器測定部分を絶縁板で覆って外部の磁力による影響を源泉的に遮断する技術が主であったが、最近では、絶縁部に別途の測定部を置き、計量器の操作を行っているかどうか点検できる技術にまで発展している。

公共料金の値上げに対する国民の関心と公正な使用料徴収のため、政府機関の努力が高まっている現状を考慮すると、計量器操作防止の技術に対する需要は持続するものと予測される。

## 5-8 [知財共同訴訟制を緊急診断](1)特許紛争の解消法は知財制度改善

電子新聞(2013. 1. 12)

「特許がどれほど重要だと思いますか？」企業の特許に対する重要性が高まりつつあ

る。今後、特許紛争に巻き込まれる可能性があるという認識が広がり、韓国の特許紛争解決システムの改善を求める声が高まっている。弁理士共同訴訟代理権の問題以外に何が見直されるべきか、業界の声を聞いた。

特許の重要性に関するアンケート調査に応えた企業の75.1%が「大事だ」と回答した。「大事ではない」という意見(3.2%)よりはるかに高くなっている。特許の重要性を5点に換算した場合、大手企業が4.5点と答え、中堅企業(3.93点)・中小企業(3.97)点より特許を非常に重要であると認識している。

業界では、サムスン電子とアップルの特許係争を受け、自社も今後、特許紛争に巻き込まれる可能性があると考えている。韓国では、まだ懲罰的な損害賠償額制度が導入されず、被害が大きくはない。しかし、輸出企業を中心に特許紛争が発生すれば、巨額の被害を受ける可能性を認識しているということだ。

大手企業では、自社の特許に侵害訴訟が提起された場合、巨額の資金を投じて対応する余力が十分にある。しかし、中小・中堅企業は、訴訟代理人の選任費用も不足している上、適切な対応戦略を構築していない。

韓国の知財権制度に見直しが必要だという指摘のフォーカスも当然「費用問題」に当たる。今回のアンケート調査でも「訴訟代理人の選任費用の負担が大きい」という意見が大多数を占めた。「特許審査を公正に進めるべきだ」という意見は、特許紛争を回避できるよう、審査段階から適切な措置が必要だというのが業界の見方を反映している。中小企業からは、「特許登録の資金支援」を求める声までもあがっている。大手企業を相手に特許侵害訴訟を行った場合、相対的に対応力の低い中小企業を制度で支援すべきだという声も出ている。

今回の「国内の知財権制度見直しのためのアンケート」は、計309社を対象に行われた。回答した企業の93.9%が知財権を保有しており、10社のうち、1社は特許係争の経験を有している。この10年間の特許係争件数の平均は、2.13件と調査された。

<クォン・ドンジュン記者>

## 5-9 [知財共同訴訟制を緊急診断] (2) 先進の係争解決制度、専門性がカギ

電子新聞(2013.1.12)

「大手企業では、これまで特許侵害訴訟を行った時、弁理士の検討や協調を得ずに進めた事例はありません。訴訟代理権を弁護士に委任したとしても、特定の企業が他の企業の特許を侵害したかどうかについては、専門の弁理士が分析して出した意見に依存しています。それだけ、弁理士を侵害訴訟の代理人として参加させるべきだという話ですね。」(KTのソン・スクギョン常務)

「特許侵害訴訟は、技術と法律両方の知識が求められる分野であり、審決取消訴訟は、技術知識に強い弁理士と法律の知識に強い弁護士の協業によるサービスが求められます。そうすると、訴訟当事者の権利を強力かつ効率的に保護できます。当事者の権利を最大

限代弁できる訴訟代理人を選任できる選択権、国民の裁判を受ける権利をしっかりと保証する方法でもあります。」(韓国科学技術研究院チェ・チホ博士)

昨年末、国会委員会館で開かれた「知的財産の紛争解決制度の改善策」討論会において、知的財産の正しい解決を求める業界は、口を揃えてこう主張した。「特許侵害の訴訟当事者が専門性のある代理人を選択できる自由を保障すべきだ。」ということだ。

特許訴訟の当事者は、理系出身で特許出願と管理、審決取り消し訴訟などを通じて検証された、技術専門家である弁理士が裁判で「発言」できることを求めている。自分が開発した技術を理解できる専門家が裁判官にも正確に陳述できるためだ。

電子新聞の未来技術研究センター(ETRC)とネオ R&S が昨年 11 月から 12 月まで知的財産権を保有しているか、関心を持っている韓国企業 309 社を対象に調査を行った。その結果は、特許訴訟になった場合に弁理士と一緒に裁判を進められるよう、制度を見直すべきだという業界の主張を裏付ける。

#### ◇特許侵害の訴訟、誰と相談したか

調査の結果によると、特許紛争が発生した時、企業が初めて相談・委任を依頼するのは主に弁理士だという。弁理士に業務を依頼する理由としては、「弁理士が該当の特許と技術を最も理解できるため」だという意見が 68.2%と最も多くなった。

特許紛争の時に弁理士が必要だという企業の意見は、業務処理の満足度からも確認できる。特許紛争の業務処理能力にどれほど満足しているかについて調査を行った結果を 5 点満点で換算した結果、会社外部の弁理士(3.83 点)が会社外部の弁護士(3.54 点)より高くなった。最も満足を感じた代理業務者の形態は、会社内の弁護士・弁理士が全て参加している法務チーム部署(3.88 点)だということと調査された。

#### ◇今後、特許係争が発生した場合、誰に依頼するか

今後、特許紛争が発生した場合の業務委任予定者を調査した結果、10 社のうち 4 社以上(41.4%)は、弁理士に委任すると答えた。次に「弁護士・弁理士共に(32.7%)」、「弁護士(23.3%)」、「会社内部の人材(2.6%)」の順となった。ETRC のイ・ガンウク首席研究員は、「特許紛争の経験がある企業で弁理士に委任する予定だという意見が 48%と相対的に多くなっている。特に、中小企業では、弁理士単独、弁護士・弁理士の共同委任の予定は 75.5%に達している」と述べた。

#### ◇「特許侵害訴訟に弁理士が参加できるよう、道を開くべき」

業界では、弁理士も特許侵害訴訟において代理人として選任できるよう、制度の見直しが必要だと主張する。弁護士の技術・特許知識が低く、弁護士・弁理士の協力体制が必要だという意見だ。特許侵害訴訟で弁理士が代理業務を行えず苦勞した企業を対象に、どのような問題があるかについて訪ねた。その結果(複数応答)、「弁護士・弁理士の協力体制を後押しする法制度が不十分」が 80%と最も多くなった。イ首席研究員は、「技術と特許に関する弁護士の理解度が低い(40%)」、「巨額の訴訟費用の負担が重い(40%)」などの意見も提起された。特許紛争解決システムの全体的な見直しが求められている。」

と分析している。

◇弁護士・弁理士共同代理に向けた弁理士法の改正案、半分以上が「賛成」

昨年 8 月、憲法裁判所が弁理士の特許侵害訴訟の代理が違憲だと言い渡した際、憲法裁判所のイ・ドンフプ所長候補者(元憲法裁判官)は、「訴訟の専門性と迅速性を高め、訴訟当事者の権益を保護するため、立法改正の取り組みが必要だ」という趣旨の補充意見を出した。

特許訴訟の専門性確保という面で、弁護士は必ず選任し、弁理士は訴訟当事者である企業が要請した場合に限って追加で選任できるようにした「弁理士法の改正案(弁護士・弁理士共同代理のための弁理士法改正案)」が国会立法予定される計画だ。改正案の賛否を聞いたアンケートでは、企業の 54%が賛成し、反対(10.4%)より 5 倍以上多かった。特許侵害訴訟の弁理士単独訴訟代理についても賛成の意見が 35.6%と、反対意見(16.5%)より 2 倍以上多くなった。

＜クオン・ドンジュン記者＞

企業別の弁護士・弁理士共同の訴訟代理のための弁理士法改正案についての意見

区分		事例数 (件)	賛成	反対	よくわからない
全体		309	54.0	10.4	35.6
会社規模別	大手企業	4	50.0	0.0	50.5
	中堅企業	15	60.0	13.3	26.7
	中小企業	290	53.8	10.3	35.9
知的財産の 保有の有無	保有している	290	54.4	9.7	35.9
	保有していない	19	47.4	21.1	31.6
特許専門 部署	持っている	16	62.5	0.0	37.5
	持っていない	293	53.6	10.9	35.5
特許係争の 経験	ある	25	56.0	28.0	16.0
	ない	284	53.9	8.8	37.3

## 5-10 [知財共同訴訟制を緊急診断] (3) 共同訴訟代理制度が急がれている分野は コンピュータ、HW・SW

電子新聞(2013.1.12)

特許侵害訴訟で訴訟代理人として弁理士が参加した場合、企業の半分以上が「役に立つ」と答えた。「役に立たない」という意見(5.5%)よりはるかに多い。会社の規模別では、大手企業(3.75点)、中堅企業(3.73点)、中小企業(3.5点)の順で、会社の規模が大きければ大きいほど「役に立つ」という意見が多かった。ネオ R&S の 1 本部キム・チャンホ部長は、「役に立つと答えた企業のうち、業種別ではコンピュータ、ハードウェア、設備分野が最も多く、IT 企業で弁理士の共同訴訟代理権の確保が企業の特許競争力の強化に

つながると考えている」と説明した。



<クオン・ドンジュン記者>

区分		事例数	コンピューター・ハードウェア・設備分野	先端科学技術分野	製造業分野	半導体・ディスプレイ・光学分野	電池・電子・制御分野
全体		154	61.0	60.4	50.0	46.8	33.8
会社規模別	大手企業	2	50.0	0.0	50.0	100.0	0.0
	中堅企業	10	50.0	70.0	60.0	20.0	30.0
	中小企業	142	62.0	60.6	49.3	47.9	34.5
知的財産権保有	ある	138	58.0	57.2	52.9	45.7	33.3
	ない	16	87.5	87.5	25.0	56.3	37.5
特許専門部署	ある	11	45.5	54.5	72.7	27.3	18.2
	ない	143	61.5	60.8	48.3	48.3	35.0
特許係争の経験	ある	15	80.0	86.7	33.3	46.7	33.3
	ない	139	59.0	57.6	51.8	46.8	33.8
特許紛争時、弁護士のみで係争	のみで	39	51.3	46.2	69.2	35.9	28.2
	のみではない	115	64.3	65.2	43.5	50.4	35.7

## 5-1-1 [ITグローバル企業の特許を分析] (3)特許ポートフォリオの推移

電子新聞(2013.1.13)

グローバル IT 企業のうち、昨年に特許を最も多く確保した企業は、5089 件となった IBM だ。かつてから多くの特許を確保してきており、その傾向が維持されている。サムスン電子と MS がそれぞれ 3973 件と 2148 件で後を次いだ。アップル、LG、グーグル、フェイスブック、HPなどが同期間中約 1000 件を確保した。中国系企業ファウェイ (385 件)、HTC(262 件)、ZTE(80 件)は、韓国企業に比べて確保した特許件数が少ない。

自らの出願ではなく、外部から買い取った特許件数ベースでは、フェースブックが1067件で突出して多くなっている。1年間確保した特許(1099件)の大半を買収・合併(M&A)などで買い取ったのだ。アップルが651件で後を次ぎ、グーグルも443件と高くなっている。3社が昨年に他社との技術M&Aに積極的に取り組んだことがうかがえる。サムスン電子は192件、HTCが174件で後を次いだ。LGは、昨年の1年間1275件の特許を確保したが、買い取った特許は5件にすぎない。

最近3年間の累積の特許確保ベースでもIBMとサムスン電子がそれぞれ1万5516件と、1万2549件で首位にランクされた。HPとMSが約7000件、グーグル・LG・アップルが約3~4000件確保している。中国系3社は全て1000件を下回っている。3年間買い取った特許件数は、HPが4374件で最も多く、グーグル(3233件)、サムスン(1538件)、アップル(1225件)、フェースブック(1102件)などの順だ。中国系企業のなかではHTCが286件となっており、LGは86件だ。

3年間確保した活用特許は、アップルが62件で最も多く、サムスンも20件で後を次いだ。サムスン・アップルの特許係争の影響だとみられる。オラクル・LG・ノキアは15~18件だ。係争に利用された特許を買い取った企業は48件のアップルがもっとも多かった。ノキアとサムスンがそれぞれ15件と14件。HTC(12件)とオラクル(10件)が10件以上の係争用の特許を購入した。

<キム・ジュンベ記者>

最近3年間の特許ポートフォリオの変化

(資料：広開土研究所)

企業	保有特許 全体	保有の標 準特許件 数	保有の訴 訟特許の 件数	買い取っ た全体の 特許件数	買い取っ た標準特 許件数	買い取っ た係争特 許件数
apple	3,172	24	62	1,225	24	48
google	4,663	9	13	3,233	9	1
Microsoft	7,028	15	10	289	0	2
Samsung electronics	12,549	15	20	1,538	1	14
amazon	521	0	0	31	0	0
facebook	1,149	0	4	1,103	0	4
HP	7,855	8	1	4,374	8	0
oracle	2,834	1	18	624	0	10
IBM	15,516	1	1	261	1	0
LG electronics	3,987	22	16	86	0	0
nokia	1,874	20	15	96	8	15



fawei	936	0	0	8	0	0
HTC	432	0	13	286	0	12
ZTE	140	0	0	4	0	0

#### 5-12 昨年、上場会社の特許公示が小幅減少

デジタルタイムズ(2013. 1. 14)

2013. 年の上場会社の特許取得の公示が 2011 年より小幅減少した。

14 日、韓国取引所によると、昨年、上場法人の特許取得の公示は、941 件で 2011 年(968 件)に比べて 2.8%減少した。有価証券市場の上場法人の特許取得公示は、113 件から 112 件と 1 件の減少にとどまった。しかし、特許取得を公示した法人が 53 社から 24 社と 31.4%減少するなど、相当の傾き加減を示した。昨年、移動通信ソリューションメーカー「テルコウェイ」社は、20 件の特許を取得したと公示し、有価証券市場の上場法人全体の 17.9%を占めた。

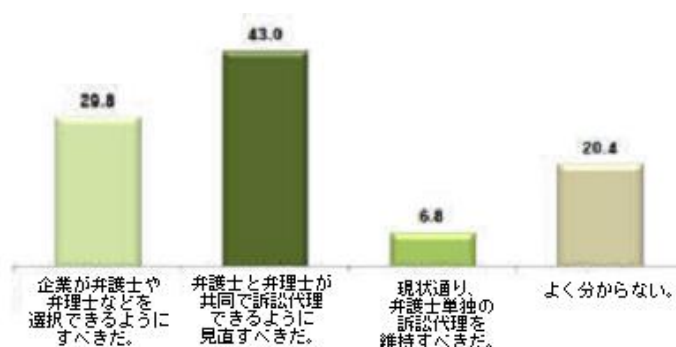
特許取得公示の半分以上を上位 4 社である「テルコウェイ」、「ハンソルバイオフィーマ」(19 件)、イルヤン薬品(11 件)、ウジン(11 件)が発表したものだ。業種別では、医薬品(42 件)、サービス業(27 件)、医療精密(11 件)の順に特許取得の件数が多かった。コスダック市場に上場した法人の特許取得の公示は、2011 年 855 件から 2013. 年 829 件と 26 件減少した。特許取得の公示法人も 193 社から 178 社に 7.8%減少した。コスダック市場では、半導体(163 件)、機械設備(123 件)、IT 部品(114 件)業種の特許取得件数が多かった。コスダック市場では、半導体設計専門メーカーである「シリコンワークス」が 35 件と最も多くの特許取得を公示した。

<パク・セジョン記者>

#### 5-13 [知財共同訴訟制を緊急診断] (4) 10 社のうち 7 社、「弁護士・弁理士の共同訴訟制度に賛成」

電子新聞(2013. 1. 14)

韓国企業 10 社のうち 7 社は、特許紛争の訴訟代理人として弁護士と弁理士が共に参加する共同訴訟代理人制度に支持を表明した。紛争解決の専門性を確保できるよう、訴訟当事者である企業に選択の自由を求めている。



電子新聞の未来技術研究センター (ETRC) とネオ R&S が産業界の特許業務担当者 309 人を対象に行った「国内の知財権制度見直しのためのアンケート調査の結果」によると、特許侵害訴訟を行う際、訴訟代理人の資格を弁理士にまで拡大すべきだという意見が多数を占めた。

アンケートで「特許侵害訴訟の代理許容範囲はどのような形が最も正しいか」という質問に対し、弁護士と弁理士が共同で訴訟代理を行うべきだという意見が 43% と最も多かった。企業が弁護士・弁理士のうち、一人を選択できるようにすべきだという意見も 29.8% に達した。ETRC のイ・ガンウク首席研究員は、「企業の訴訟代理人選択の自由を保障するため、共同訴訟代理制度が先行されるべきである。だから現制度の見直しを求める企業が 7 割を超えている」と説明した。現行通り、弁護士単独で訴訟代理を維持すべきだという意見は、6.8% にすぎない。

現行法によると、弁理士は、特許侵害訴訟において訴訟当事者の代理人の資格がない。昨年 8 月、憲法裁判所でも弁理士の特許侵害訴訟への参加は違憲だという見解を示した。しかし、業界では、特許紛争は技術的な理解が不可欠であるため、弁護士の訴訟代理の参加を求めている。業界の関係者は、「実際の裁判で弁護士が陳述を行う時、技術の理解度が低く、歯がゆい思いを何度もした。訴訟戦略の会議の場でも弁護士に技術を理解させるために時間と費用がかかる」と話した。

特許紛争が発生した時、訴訟代理人 (弁護士) と直接意見を調整する企業の特許担当者は、弁理士が裁判所に出席して代理人として参加できる道を開くべきだと主張する。ある半導体メーカーの特許担当者は、「特許については弁護士より理系出身の弁理士が紛争技術のイシューを速く把握できるため、訴訟のスピードがあがる。産業界で求めているのは、より競争力のある訴訟代理人を選択できる自由を求めている」とコメントした。

2010 年ギャラップコリアが実施した「特許訴訟制度に関する認識調査」でも弁理士の共同訴訟代理権を与えることを主な内容とする弁理士法の改正について 74.3% の企業が「賛成」の意見を示した。

<クオン・ドンジュン記者>

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム